第２章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

（全部局）

第１　基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達や、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずることが必要である。

第２　主な活動

１　市民に対して気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
２　市民に対して適切な避難誘導を実施する。
３　災害を未然に防止するための活動を実施する。

第３　活動の内容

１　警報等の伝達活動

（１）基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動を市民に促し、人的、物的被害を回避するために重要である。

関係機関は、警報等伝達系統に沿い気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

（２）実施計画

ア　特別警報発表時の対応

県、気象台等から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を市民、滞在者、所在の官公署等に周知する。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に周知する。

イ　特別警報以外の気象警報等発表時の対応

（ア）　各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

（イ）市民等から災害発生の恐れがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ　土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

（３）市民が実施する対策

次のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報する。

ア　強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷・大雨等の気象現象
イ　河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ　土砂災害に関する異常な自然現象

２　市民の避難誘導対策

（１）基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

（２）実施計画

ア　風水害の発生の恐れがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等との連携のもと重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、危険がある場合又は危険が予想される場合は、市民に対して避難指示等を発令するとともに、避難誘導活動を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ　避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行う等の避難支援計画に沿い避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険があると判断した場合は、時間帯や施設利用者の状況を総合的に判断し、遅滞なく要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織、住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ　市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ　災害時または災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じ管理者の同意を得て避難所として開設する。

オ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

カ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

キ　情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他自力での避難が困難な者等を優先的する等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

ク　指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の位置、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に必要な情報を市民に周知するため、これらを記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載等、必要な措置を講ずる。

ケ　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全の確認に努める。

コ　市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

サ　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

シ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ス　特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

（３）市民が実施する対策

避難の際には、各自が出火防止の処置を行うとともに、必要な食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

（４）要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

ア　要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

イ　災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

３　災害の未然防止対策

（１）基本方針

施設の管理者は、災害発生の恐れがある場合は、事前に適切な災害未然防止措置を実施し、災害の発生の防止に努める。

（２）実施計画

ア　水防管理者（市長）が実施する対策

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ　河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策

洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。操作にあたっては、危害を防止するため必要があるときは、あらかじめ、必要な情報を関係市町村及び警察署に通報するとともに、市民に対して周知する。

ウ　道路管理者が実施する対策

降水量等に応じて道路パトロールを実施するとともに、道路交通の事前規制等、必要な対策を実施する。

（３）市民が実施する対策

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察署に通報する。

（４）水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

警報等の種類及び発表基準

1　気象業務法に基づく警報等

（1）特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、県内の市町村単位を基本に、気象特性に基づき７９の区域に分けて、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生する恐れがあるときには「注意報」を、重大な災害が発生する恐れがあるときには「警報」が、予測される現象が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときには「特別警報」を発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種　別	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに、その旨を警告する予報
警　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生する恐れがあるときに、その旨を警告する予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生する恐れがあるときに、その旨を注意するよう行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。なお、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害・浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予測されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼びかけられる。
警　報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。大雨警報にはカッコを付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

	大雪警報	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の恐れについても警戒が呼びかけられる。
注意報の種類		概　　要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷より災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生する恐れがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生する恐れがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生する恐れのあるときに発表される。

特別警報基準

種　類	発　表　基　準
大　　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴　　風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

（１）雨を要因とする特別警報の指標

ア　大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予測される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30 ㎜以上の雨）がさらに降り続くと予測される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 ㎞格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 ㎞格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

イ　大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 ㎞格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30 ㎜以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

（２）台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風級（中心気圧９３０hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近、通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪を伴う場合には暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

（３）雪を要因とする特別警報の指標

府県予想区程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

雪に関する観測点の 50 年に一度の値（令和５年 11 月 1 日現在）

50 年に一度の積雪深（㎝）	既往最深積雪（㎝）
115	117

（注１）特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の値となる現象を対象

警報・注意報発表基準（令和５年６月８日現在）

発表官庁	長野地方気象台

府県予報区	長野県
一次細分区域	北部
市町村等をまとめた地域の名称	大北地域

警　　報

	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
大　雨 （令和５年６月８日現在）	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	大町市	9	130
	池田町	8	129
	松川村	8	129
	白馬村	10	132
	小谷村	9	135

	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
洪　水 （令和５年６月８日現在）	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
	大町市	犀川流域　＝64.9 金熊川流域＝ 6.3 高瀬川流域＝30.8 農具川流域＝ 8.6 稲尾沢川流域＝ 5.1 鹿島川流域＝13.3 土尻川流域＝ 6.9	犀川流域　＝(5、64.4) 金熊川流域＝(5、 5.5) 農具川流域＝(5、 7.5) 稲尾沢流域＝(5、 3.2)
	池田町	高瀬川流域＝31.1	－
	松川村	高瀬川流域＝30.9 乳川流域　＝12.3 芦間川流域＝ 7.3	－
	白馬村	姫川流域　＝13.7 楠川流域　＝ 7.8 松川流域　＝14.2 大楢川流域＝ 5.0	姫川流域　＝(7、12.3)
	小谷村	姫川流域　＝24.2 中谷川流域＝18.3	姫川流域　＝(5、21.7)

暴風（平均風速）	17m/ｓ
暴風雪（平均風速）	17m/ｓ雪を伴う
大雪（12時間降雪の深さ）	平地　　25㎝ 山沿い　30㎝

注　意　報

	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
大　雨 （令和５年６月８日現在）	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	大町市	5	104
	池田町	5	103
	松川村	5	103
	白馬村	6	105
	小谷村	5	106

	区域内の市町村で下記の基準に到達することが予想される場合		
洪　水 （令和５年６月８日現在）	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
	大町市	犀川流域　＝51.9 金熊川流域＝ 4.9	犀川流域　＝(5、41.5) 金熊川流域＝(5、 3.9)

		高瀬川流域＝24.6 農具川流域＝ 6.8 稲尾沢川流域＝ 4.0 鹿島川流域＝10.6 土尻川流域＝ 5.5	農具川流域＝(5、 6.7) 稲尾沢側流域＝(5、 3.2)
	池田町	高瀬川流域＝24.8	－
	松川村	高瀬川流域＝24.7 乳川流域 ＝ 9.8 芦間川流域＝ 5.8	－
	白馬村	姫川流域 ＝10.9 楠川流域 ＝ 6.2 松川流域 ＝11.3 大楢川流域＝ 4.0	姫川流域 ＝(7、 10.9)
	小谷村	姫川流域 ＝19.3 中谷川流域＝14.6	姫川流域 ＝(6、15.4)
強風（平均風速）	13m/ｓ		
風雪（平均風速）	13m/ｓ雪を伴う		
大雪（12時間降雪の深さ）	平地 15㎝ 山沿い 20㎝		
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20㎜以上		
濃霧（視程）	100m		
乾燥	最小湿度25％で実効湿度55％（長野地方気象台の値）		
なだれ	1.表層なだれ：積雪が50㎝以上あって、降雪の深さ20㎝以上で風速10m/ｓ以上、又は積雪70㎝以上あって降雪の深さ30㎝以上 2.全層なだれ：積雪が70㎝以上あって、最高気温が平年より５℃以上高い、又は日降水量が15㎜以上		
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最高気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報			
１時間雨量 100㎜			

１　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切替えられる。

２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

※１　暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、濃霧注意報名の欄の（　）内は基準として用いる気象要素を示す。

※２　大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため省略は行っていない。

※３　洪水警報・注意報の複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を「－」で示している。

２　水防法に基づくもの

（１）洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、国

土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種　類	情報名	概　要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からのひなんが必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）避難判断水位到達情報及びはん濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区　分	発　表　基　準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
はん濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位がはん濫危険水位に到達したとき。

（３）水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇の恐れがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。）

３　消防法に基づくもの

（１）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象状況の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予測される場合には、通報を実施しない場所がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災警報	前項（１）の発表基準に準じる。

４　その他の情報

（１）大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間

	先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予測されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

（３）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているとき「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（４）土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長の避難指示や市民の自主避難の判断を支援するために、対象となるよう市町村を特定して警戒を呼びかける情報をいう。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。

（５）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しかないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み

合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等の発表及び解除

警報等の発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類に関わらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り換えられるものとする。

ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発　表　機　関　名	対　象　区　域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所　共同	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課　共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という）
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、はん濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係機関事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課　共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域

全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 気象庁 長野地方気象台	全国 関東甲信地方 長野県

警報等伝達系統図

1　注意報・警報及び情報

（1）系統図

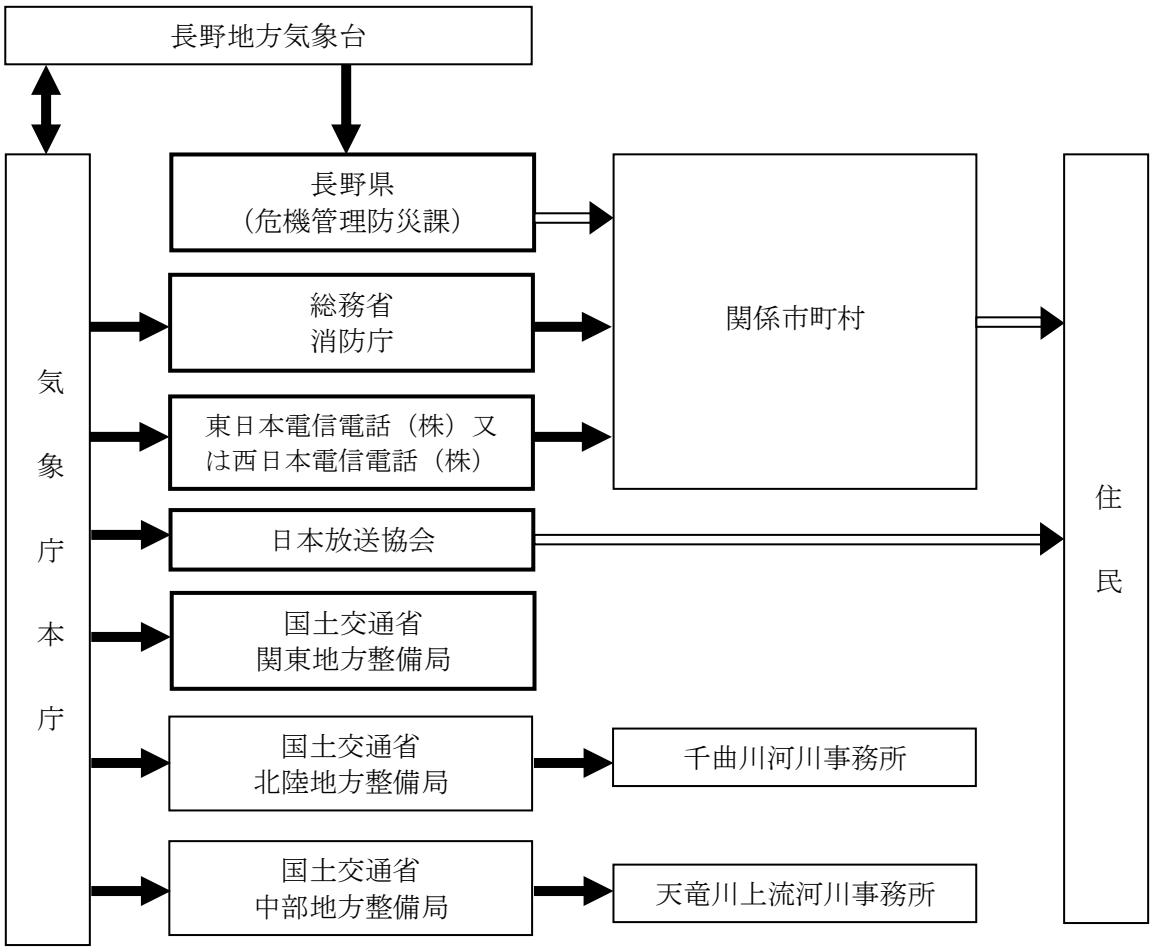

注１　太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は気象業務法第 15 条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第２節　災害情報の収集・連絡活動

震災対策編第２章第１節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

第３節　非常参集職員の活動

震災対策編第２章第２節「非常参集職員の活動」を準用する。

第４節　広域相互応援活動

震災対策編第２章第３節「広域相互応援活動」を準用する。

第５節　ヘリコプターの運用

震災対策編第２章第４節「ヘリコプターの運用」を準用する。

第６節　自衛隊の災害派遣

震災対策編第２章第５節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第７節　救助・救急・医療活動

震災対策編第２章第６節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第８節　消防・水防活動

震災対策編第２章第７節「消防・水防活動」を準用する。

第９節　要配慮者に対する応急活動

震災対策編第２章第８節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第１０節　緊急輸送活動

震災対策編第２章第９節「緊急輸送活動」を準用する。

第１１節　障害物の処理活動

震災対策編第２章第１０節「障害物の処理活動」を準用する。

第１２節　避難受入及び情報提供活動

震災対策編第２章第１１節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

第１３節　孤立地域対策活動

震災対策編第２章第１２節「孤立地域対策活動」を準用する。

第１４節　食料品等の調達供給活動

震災対策編第２章第１３節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

第１５節　飲料水の調達供給活動

震災対策編第２章第１４節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

第１６節　生活必需品の調達供給活動

震災対策編第２章第１５節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第１７節　保健衛生、感染症予防活動

震災対策編第２章第１６節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

第１８節　行方不明者の捜索及び対応等の活動

震災対策編第２章第１７節「行方不明者の捜索及び対応等の活動」を準用する。

第１９節　廃棄物の処理活動

震災対策編第２章第１８節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第２０節　社会秩序の維持、物価安定に関する活動

震災対策編第２章第１９節「社会秩序の維持、物価安定に関する活動」を準用する。

第２１節　危険物施設等応急活動

震災対策編第２章第２０節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第２２節　電気施設応急活動

震災対策編第２章第２１節「電気施設応急活動」を準用する。

第２３節　都市ガス施設応急活動

震災対策編第２章第２２節「都市ガス施設応急活動」を準用する。

第２４節　上水道施設応急活動

震災対策編第２章第２３節「上水道施設応急活動」を準用する。

第２５節　下水道施設応急活動

震災対策編第２章第２４節「下水道施設応急活動」を準用する。

第２６節　通信・放送施設応急活動

震災対策編第２章第２５節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第２７節　鉄道施設応急活動

震災対策編第２章第２６節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第２８節　災害広報活動

震災対策編第２章第２７節「災害広報活動」を準用する。

第２９節　土砂災害等応急活動

震災対策編第２章第２８節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第３０節　建築物災害応急活動

震災対策編第２章第２９節「建築物災害応急活動」を準用する。

第３１節　道路及び橋梁応急活動

震災対策編第２章第３０節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第３２節　河川施設等応急活動

震災対策編第２章第３１節「河川施設等応急活動」を準用する。

第３３節　ため池災害応急活動

震災対策編第２章第３２節「ため池災害応急活動」を準用する。

第３４節　農林水産物等災害応急活動

震災対策編第２章第３３節「農林水産物等災害応急活動」を準用する。

第３５節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

震災対策編第２章第３４節「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。

第３６節　文教活動

震災対策編第２章第３５節「文教活動」を準用する。

第３７節　飼養動物の保護対策

震災対策編第２章第３６節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第３８節　ボランティアの受入れ体制

震災対策編第２章第３７節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第３９節　義援物資及び義援金の受入れ等

震災対策編第２章第３８節「義援物資及び義援金の受入れ等」を準用する。

第４０節　災害救助法の適用

震災対策編第２章第３９節「災害救助法の適用」を準用する。

第４１節　観光地

震災対策編第２章第４０節「観光地」を準用する。